

預かり保育利用保護者 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る預かり保育の対応について

平素より、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、沖縄県の「緊急事態宣言」の期間を令和3年8月31日までとする2回目の延長が国において決定され、沖縄県においては「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」(8月4日改正)が発出されました。

保育所等の取扱いについては、これまで同様に「引き続き保育の提供を継続するとともに、感染拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するように」との内容で依頼がありました。

市立幼稚園の預かり保育の利用については、保育を必要とする児童が利用していることから上記の対処方針に準じて、可能な限りの家庭保育や、早めのお迎えにご協力をお願いいたします。

また、県内におけるデルタ株による新型コロナウイルス感染の急拡大や市内保育施設等においても新型コロナウイルス感染発生の報告もあることから、保護者の皆さまには「沖縄県緊急共同メッセージ」(令和3年8月1日)や「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」(8月4日改正)への取り組みの徹底についてご理解とご協力をお願いします。

記

1. 家庭保育・早めのお迎えの協力依頼期間

夏休みの預かり保育期間中

※2学期(8/24～)以降の対応については、夏休み期間中にお知らせいたします。
今後の感染状況等により変更となる場合があります。

2. 注意事項

- (1) 家族に感染者が発生した、又は、PCR検査を受けた、保健所から濃厚接触者と特定された場合は、直ちに園までご連絡をお願いします。
- (2) ご家庭での検温と風邪症状の確認を引き続き行い、発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底し、かかりつけ医や医療機関に受診するようお願いします。
- (3) 同居の家族に風邪の症状が見られる場合は、園児に症状がない場合でも、登園させないようにしてください。